

燕市都市公園条例の一部改正について

燕市都市公園条例（平成18年燕市条例第166号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市都市公園条例の一部を改正する条例

燕市都市公園条例(平成18年燕市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表第4の2の表中

「

電柱	第1種電柱	1本につき1年	540
	第2種電柱		830
	第3種電柱		1,100
電話柱	第1種電話柱		480
	第2種電話柱		770
	第3種電話柱		1,100
その他柱類			48

」

を

「

電柱	第1種電柱	1本につき1年	590
	第2種電柱		900
	第3種電柱		1,200
電話柱	第1種電話柱		530
	第2種電話柱		840
	第3種電話柱		1,200
その他柱類			53

」

に、

「

水道管、	外径が0.15m未満のもの	長さ1mにつき1	43
------	---------------	----------	----

」

下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの	年	58
	外径が 0.2m 以上 0.4m 未満のもの		120
	外径が 0.4m 以上 1m 未満のもの		290
	外径が 1m 以上のもの		580

」

を

「

水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が 0.15m 未満のもの	長さ 1m につき 1 年	47
	外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの		63
	外径が 0.2m 以上 0.4m 未満のもの		130
	外径が 0.4m 以上 1m 未満のもの		320
	外径が 1m 以上のもの		630

」

に、「960」を「1,100」に、「400」を「440」に、「770」を「840」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の燕市都市公園条例別表第4の2の表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。